

に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第九十条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

（削除）

（平成二十三年度における基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例）

第十四条の三 国庫は、平成二十三年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、同年度について、附則第十三条第七

に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三条第一項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金及び同法第四条第一項の規定により外国為替資金特別会計から一般会計に繰り入れられる繰入金並びに同法第五条第一項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国庫に納付される納付金を活用して、確保するものとする。

り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

項及び第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる額、附則第十四条第二項に規定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる額（同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。）の合算額のほか、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を負担する。この場合において、政府は、予算で定めるところにより、当該額及び同年度において当該額が年金特別会計国民年金勘定に繰り入れられたとした場合

合に生じるものと見込まれる運用

<p>2 (略)</p> <p>第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前</p>	<p>第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。次条第一項及び附則第三十二条の三において同じ。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。</p>	<p>収入に相当する額の合算額に達するまでの金額を、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。以下同じ。）により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計国民年金勘定に繰り入れるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前</p>	<p>第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。</p>	<p>第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。次条第一項及び附則第三十二条の三において同じ。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前</p>	<p>第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。次条第一項及び附則第三十二条の三において同じ。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。</p>	<p>第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前</p>	<p>第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。</p>	<p>第十六条 特定年度については、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により所要の安定した財源の確保が図られる年度を定めるものとする。</p>